



初任運転者に対する安全運転の実技指導の公表について

初任運転者に対する安全運転の実技指導公表について「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」(国土交通省告示第1089号)により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について公表します。

1, 初任運転者に対する特別な指導内容 (座学教育 10 時間以上)

- ① 事業用自動車の安全な運行に関する基本的事項
- ② 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
- ③ 運行の安全及び旅客の安全を確保するため留意すべき事項
- ④ 危険の予測及び回避
- ⑤ 安全性の向上を図るための装置を備える事業者自動車の適切な運転方法
- ⑥ ドライブレコーダー記録を利用した運転特性の把握と是正
※座学 オンライン講座グッドラーニングを活用
自動車事故対策機構による初任診断の受講及び受診内容に基づいた指導

2, 初任運転者に対する特別な運転の実技指導内容 (実技教育 20 時間以上)

- ① 使用するバス車両は中型バス、マイクロバス。
初任運転者本人が運転士、指導教育者を同乗させ、必要に応じその都度指導する。
- ② 教育するルートについては、基本的には当社エリア内実際に走行する区間。
危険ポイント (幅員・高さ・狭隘区間・市街地・高速走行・夜間走行など) を体感する。
- ③ 実技指導については、ハンドル時間 20 時間以上とし、指導者による指導内容及びハンドル時間を記載した書面を共有する。

3, 添乗指導員の経歴

- A : 貸切バス乗務経験 22 年 指導経歴 14 年
B : 貸切バス乗務経験 14 年、指導経歴 8 年 (運行管理者)
C : 貸切バス乗務経験 10 年 指導経歴 6 年 (運行管理者)